

## 令和7年度第1回地域福祉専門分科会における意見書に対する回答

No.	委員	分類	意見	事務局の回答
1	武井委員	第1期地域福祉計画の評価等について	<p>これまでの経緯では、第一期計画はまず各区で多くの策定委員が生活課題を持ち寄り、各区の地域福祉計画を策定し、法に定める地域福祉計画とした。市の地域福祉計画は、各区の地域福祉計画推進の支援策と必要な基盤整備を行うこととした。</p> <p>その中でもやはり、実行する担い手不足等が心配されたため、①社協地区部会の未設置地区解消の支援を行う。②福祉活動を支える人材の育成を行う。③地域福祉活動活性化のため情報収集・調査研究・提供を積極的に行う。④地域福祉活動に必要な活動拠点を確保する。等の項目を市計画に組み入れた。</p> <p>第1期の5年間、これらをどう推進し評価してきたのか、特に最終年の評価はどのようなものであったか、又市の第2期計画を大幅に変更した考え方を明示してほしい。</p>	<p>①～④の項目に対する評価は、別紙のとおりです。</p> <p>市計画の取組項目については、各期における市内及び地域福祉専門分科会での審議を踏まえて決定するため、各期で取組項目は異なる部分がございます。</p> <p>しかし、市計画の取組項目は地域の取組みを支援する施策や、地域福祉を推進するための基盤整備に関する施策に関する取組みであるという考え方は変わりありません。</p> <p>次期地域福祉計画の策定にあたっては、区支え合いのまち推進協議会などを通じて地域生活課題や地域活動の実施にあたっての課題などを把握し、本分科会でご審議いただきながら、関係課とともに市の取組みを検討してまいります。</p>
2	武井委員	地域活動の担い手について	<p>第6期地域福祉計画の方向性についてでは、事務局案では主たる担い手として、社協地区部会とともにNPO・ボランティア団体を想定し、特に後者に期待しているようだが、地域の助け合いによる福祉の実現のためには、地域全体での取り組みが重要となる。それに倣するNPO・ボランティア団体を想定できているのか。又その団体等に地域福祉計画推進の担い手を期待できると考えているのか。</p> <p>もし地域福祉計画推進に前向きなNPO・ボランティア団体があれば、貴重な地域資源と考え、たとえ地域福祉計画のごく一部であっても担つてもらい協力し合って来たはずであるが、そうではなく、更に第6期計画で主な担い手の表現を変えれば、それが可能になるとを考えているのか。</p> <p>一方、現状のまま第6期計画を策定しても、担い手不足を主課題として、地域福祉計画を明確により進展させるのは非常に難しいと感じる。地域福祉計画をかなり良く進めている地域でも、現状で手一杯の感があり、又あまり進めることができていない地域では、リーダー的な人材不足もあって更に難しい状況にあると考えられる。そして担い手不足の課題改善の見通しは、このままではほとんど期待できない状況にあると思われる。</p>	<p>次期地域福祉計画においても、引き続き地区部会を中心として推進していただきたいと考えております。</p> <p>一方、地域福祉の推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域で活動される方々に参画いただくことが重要であると考えているため、地域で活動される多様な主体を地域福祉活動に取り込んでいくための方策について、委員の皆様からご意見賜りながら検討してまいります。</p>
3	武井委員	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化について	<p>「地域福祉の推進」と同じ目的を持ちながら、地域に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画が存在することは、解りにくいけれど効率的にも無駄と言わざるを得ない。1つにしない理由はなにか。</p>	<p>「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、市又は社会福祉協議会がそれぞれの立場・責任のもとで策定する計画であることから、異なる計画であると考えております。</p> <p>一方、ご意見のとおり「地域福祉の推進」を目的とした計画であることから、次期計画の策定にあたっては、地域課題や地域福祉の理念を共通のものにするなど、一体的な策定に向けて取り組んでまいります。</p>
4	武井委員	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化について	<p>両計画を一体化し、CSWをはじめ社協のマンパワーを主体的に地域に投入し、地区部会やもしされば地域の他の資源とも一緒にあって、その地域の重点課題から解決に向けて取り組む体制をつければ、計画の進展も期待できると考える。</p> <p>この場合、地域福祉計画が市の上位計画であることも配慮し、「地域福祉計画」は地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる基本計画とし、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める計画を「地域福祉活動計画」としたい。</p> <p>地域福祉活動計画は、市民参加の下に地域住民・NPO・ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行なながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めて行く、住民活動の性格をより明確にした計画であることを基本とはするが、計画推進を加速するため、社協スタッフや生活支援コーディネーター等も地域に投入し、個々にいくつかの地域を担当して、地域と一緒にになって計画推進に当たることになる。</p> <p>更に、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する計画と明示してもよく、社会福祉協議会は地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものと明示してもよい。</p>	<p>地域福祉計画と地域福祉活動計画が両輪となって地域福祉の推進に一体的に取り組めるよう、計画の策定段階から市社会福祉協議会と連携・協力してまいります。</p>
5	駒野委員	福祉活動推進員について	<p>P.13「考え方のイメージ」について、「エリア内の取り組み推進の中核」に「●関係団体・組織との連携・調整」、「●活動状況の把握と促進」と記載されているが、この内容は市社協が委嘱している「福祉活動推進員」の役割になると考える。</p> <p>地区部会長職は、地域により「民生委員・自治会等・福祉活動推進員、地域活動団体」の代表が就任されているようであり、白井地区では、「民生委員、福祉活動推進員の代表者」が地区部会長に就任している。</p> <p>福祉活動推進員の地区部会内における役割を明確にすることを表現してはいかがか。</p> <p>また、福祉活動推進員に関する「教育・訓練」の場として、千葉市地域づくり大学校、千葉県生涯大学校、社協等の研修カリキュラムに関するご意見については、それぞれの実施主体に共有させていただきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、資料を修正するとともに、次期地域福祉計画の作成にあたっても、福祉活動推進員の説明を含め、記載について検討してまいります。</p>

## ○No.1のご意見への回答（第1期地域福祉計画における取組項目の評価）

取組内容	実績	振り返り
社協地区部会の未設置地区解消の支援を行う。	地区部会数：7地区部会増 第1期地域福祉計画策定当時（H18.3月）：58地区部会 第1期地域福祉計画終了時点（H23.4月）：65地区部会	未設置地区の解消が進み、一定の成果があったと考えておりますが、第2期計画に本取組が記載されていない理由は確認できませんでした。 なお、地域の状況等により現在も未設置地区がございますが、社会福祉協議会において地域の状況を注視しており、設置に向けた機運が見られた場合は、設立に向けた支援を行うものと承知しております。
福祉活動を支える人材の育成を行う。	・地域福祉パイロット事業及び地域福祉推進モデル事業を実施。 ・認知症サポーターやヘルスサポーターなどの養成に取り組んだ。 ・中学校の総合学習の時間を活用した福祉教育や、輪番制で小・中学校をボランティア教育推進校又は協力校に指定し、ボランティア教育の推進に取り組んだ。	パイロット事業で実施した取組のうち、助成期間終了後も継続している活動が半数程度あったことから、一定の効果はあったものと考えております。 また、各種養成講座にて担い手育成に取り組んでおりましたが、担い手不足は大きな課題であることから、継続的に取り組む必要があると考えております。
地域福祉活動活性化のため情報収集・調査研究・提供を積極的に行う。	・各区地域福祉計画推進協議会（現：支え合いのまち推進協議会）を設置し、情報のプラットフォームの場として、関係者間の連携調整や広報を実施。 ・地域福祉活動事例集を発行。	区推進協が設置され、団体間の意見交換や情報共有が図られたと考えております。 しかし、町内自治会や公民館など地域活動の実施にあたって関係する団体に地域福祉計画が共有されていないとのご意見があり、周知方法に課題があったものと考えております。
地域福祉活動に必要な活動拠点を確保する。	・蘇我、都賀、鎌取、高洲の各保健センターの跡施設を、高齢者いきいきセンター、子どもルーム、子育てリラックス館などの地域の活動場所として転用を進めた。 ・地域への開放施設として、おゆみ野ふれあい館、磯辺第一中学校などを地域開放事業として提供。	・跡施設等の活用を進めましたが、地域福祉活動の実施にあたっての拠点が必要とのご意見があり、継続的な課題であると考えております。